

不動産使用証明書の交付申請手続きについて

1 内容(登録免許税法第4条第2項)

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する不動産の登記に際し、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の証明書の添付があれば、登録免許税法第4条第2項の規定により、登録免許税の非課税措置を受けることができます。

中核市(尼崎市)の区域内に所在する「社会福祉事業の用に供する不動産」については、尼崎市が証明事務を行います。

一部の児童福祉施設、精神障害者社会復帰施設及び精神障害者地域生活援助事業の用に供する不動産で、登録免許税の非課税措置を受ける場合には、兵庫県知事の証明が必要とされていますので、兵庫県の当該施設所管課までお問い合わせ下さい。

2 必要書類

証明書の交付にあたっては、不動産使用証明願(別紙様式を参照)とともに、下記の登記内容に応じて、①から⑤までの必要書類を提出して下さい。

	■ 建物の所有権保存登記	■ 不動産の所有権移転登記	■ 土地に係る賃借権又は地上権の設定登記
添付書類	① 表示登記を行った登記事項証明書(全部事項証明書) ② 建築確認済書(写し) ③ 建築検査済書(写し)	① 売買契約書又は贈与契約書(写し) ② 当該不動産の登記事項証明書(全部事項証明書) ③ 当該不動産の法務局備え付けの公図の写し	① 当該権利設定契約書(写し) ② 当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ③ 当該土地の法務局備え付けの公図の写し
	※【当該不動産が法人の基本財産となっていない場合に添付する書類】		
	④ 登記完了後直ちに基本財産へ編入する旨の誓約書		
備考	※【尼崎市長が所轄する法人以外の法人が申請する場合に添付する書類】		
	⑤ 社会福祉法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書については、申請前3か月以内のものにして下さい。 ・ 必要により、上記以外の関係書類を提出していただく場合があります。 ・ 不動産使用証明願等の様式は、法人指導課のホームページからダウンロードできます。 <p>【アドレス】 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/ziyouya/syakaihukusi/039kakusyusyomei/039hudousansyoumei.html</p>			

3 提出部数

- (1) 不動産使用証明願 2部 (登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願)
- (2) 添付書類 1部 (必要書類①～⑤)

※「登記完了後直ちに基本財産へ編入する旨の誓約書(必要書類④)」は、別紙様式をご参照下さい。

4 証明手数料

証明事項1件につき300円 本市指定の納付書で納付(本市取扱金融機関)して下さい。

※ 証明手数料の減免を申請される場合は「証明手数料減免申請書」(別紙様式を参照)を提出して下さい。

5 提出先

尼崎市健康福祉局法人指導課 (お問い合わせ先:06-6489-6321)

(〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号)